

横手市地域公共交通活性化協議会規約等の一部改正等について

1)方針・方向性(協議決定事項)

横手市地域公共交通活性化協議会規約等の一部改正等について、内容の決定をいただきたい。

2)背景・経緯(現状)

●横手市地域公共交通活性化協議会運賃協議分科会の設置及び委員への報酬の支給方法を見直したことに伴い、「横手市地域公共交通活性化協議会規約」の一部を改正する必要性が生じた。また、報酬に関することを当該規約に規定することに伴い「横手市地域公共交通活性化協議会委員の報酬及び費用弁償に関する規程」は廃止する。

●協議会事務局の文書事務に電子決裁を導入したことのほか、現在の協議会運営により即した内容に各種規程を見直す。

●内容に変更はないものの、法令文の形式に則ったかたち書きぶりを修正する。

3)具体実施プラン等

●一部改正する規約及び規程

- ・横手市地域公共交通活性化協議会規約
- ・横手市地域公共交通活性化協議会事務局規程
- ・横手市地域公共交通活性化協議会財務規程

●廃止する規程

- ・横手市地域公共交通活性化協議会委員の報酬及び費用弁償に関する規程

4)スケジュール(時期)

令和6年4月1日より改正規約等遡及適用

横手市地域公共交通活性化協議会規約及び
横手市地域公共交通活性化協議会事務局規程等の一部改正並びに
横手市地域公共交通活性化協議会委員の報酬及び費用弁償に関する規程の廃止

第1条 横手市地域公共交通活性化協議会規約の一部改正

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(業務) 第3条 協議会は、次に掲げる業務を行うものとする。 (1)・(2) [略] (3) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関する協議 (4) <u>市営有償運送</u>の必要性及び旅客から収受する対価に関する協議 (5)・(6) [略] (会議) 第4条 [略] 2～4 [略]	(業務) 第3条 協議会は、次に掲げる業務を行うものとする。 (1)・(2) [略] (3) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様に関する協議 (4) <u>自家用有償旅客運送</u>の必要性及び旅客から収受する対価に関する協議 (5)・(6) [略] (会議) 第4条 [略] 2～4 [略]

5 協議会は、必要があると認められるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

6 会長は、必要があると認めるときは、会議の招集を行わず、書面その他の方法により委員の意見を求めることにより、協議会の決議に代えることができる。この場合における決議については、第3項の規定を準用する。

(分科会)

第6条 第3条各号に掲げる事項について、専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

2 [略]

(事務局)

第7条 [略]

5 協議会は、会長が必要と認めたときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

6 会長が必要と認めたときは、会議の招集を行わず、書面その他の方法により委員の意見を求めることにより、協議会の決議に代えることができる。この場合における決議については、第3項ただし書きの規定を準用する。

(分科会)

第6条 第3条各号に掲げる事項及び地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の運賃並びに料金について、専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。この場合において、地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の運賃及び料金については、分科会がその内容を決定する。

2 [略]

(事務局)

第7条 [略]

<u>2 事務局は、横手市総務企画部経営企画課に置く。</u> <u>3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。</u> <u>4 事務局に必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。</u> (報酬) 第10条 <u>委員等は、会議に出席したときは報酬を受けることができる。</u> 2 前項に<u>定める報酬の額ならびにその支給方法は、会長が協議会に諮って定める。</u>	<u>2 事務局に必要な事項は、会長が別に定める。</u> (報酬) 第10条 <u>委員（要綱第3条第2項第1号から第7号までに掲げる者を除く。）等が、会議（分科会における会議を含む。）に出席したときは報酬を受けることができる。</u> 2 前項に<u>規定する報酬の額は、日額5,000円とする。</u>
--	--

第2条 横手市地域公共交通活性化協議会事務局規程の一部改正

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この規程は、横手市地域公共交通活性化協議会規約(以下「規約」という。)第7条の規定に基づき、横手市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。 (所掌事務) 第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。 (1) <u>協議会</u>の会議に関すること。 (2)・(3) [略] (4) <u>前各号</u>に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項 <u>(職員等)</u> 第3条 <u>事務局に事務局長その他必要な職員を置く。</u>	(趣旨) 第1条 この規程は、横手市地域公共交通活性化協議会規約第7条の<u>横手市地域公共交通活性化協議会事務局</u>に関し、必要な事項を定めるものとする。 (所掌事務) 第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。 (1) <u>横手市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)</u>の会議に関すること。 (2)・(3) [略] (4) <u>前3号</u>に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項 <u>(職員等)</u> 第3条 <u>事務局は、横手市総務企画部経営企画課に置</u>

2 事務局長は、横手市総務企画部経営企画課長をもって充てる。

3 事務局員は、横手市総務企画部経営企画課及び建設部都市計画課の職員をもって充てる。

(職員の職務)

第4条 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を掌理する。

2 [略]

(文書の取扱い)

第6条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、横手市において定められている文書の取扱いの例による。また、契約に関する手続き及び文書の取扱いは、横手市の例によるものとし、横手市契約規則（平成17年横手市規則

く。

2 事務局に事務局長その他必要な職員を置き、事務局長にあっては経営企画課長を、事務局員にあっては経営企画課職員をもって充てる。

(職員の職務)

第4条 事務局長は、協議会の会長の命を受け、事務局の事務を掌理する。

2 [略]

(文書の取扱い及び契約手続)

第6条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、横手市において定められている文書の取扱いの例による。

第58号) 及び関連内規の規定を準用する。

2 事務局における契約に関する手続は、横手市の例に
よる。

第3条 横手市地域公共交通活性化協議会財務規程の一部改正

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この規程は、横手市地域公共交通活性化協議会規約<u>(以下「規約」という。)</u>第9条の規定に基づき、横手市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。 (予算) 第2条 [略] 2 [略] 3 やむを得ず協議会の承認を得る前に当該年度予算を執行する場合は、協議会事務局規程第5条の規定に則り事務局長専決で出納処理を行ったうえで、後日速やかに会長へ報告するものとする。 4・5 [略]	(趣旨) 第1条 この規程は、横手市地域公共交通活性化協議会規約第9条の規定に基づき、横手市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。 (予算) 第2条 [略] 2 [略] 3 やむを得ず協議会の承認を得る前に当該年度予算を執行する場合は、<u>横手市地域公共交通活性化協議会事務局規程第5条</u>の規定に則り事務局長専決で出納処理を行ったうえで、後日速やかに会長へ報告するものとする。 4・5 [略]

(予算の補正)

第3条 [略]

- 2 前項の規定により、補正予算が協議会の承認を得たときは、前条第4項の規定を準用する。

(出納及び現金の保管)

第6条 [略]

- 2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(協議会出納員)

第7条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命じることができる。

- 2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他の会計事務を掌る。

(収入及び支出の手続)

第8条 [略]

- 2 協議会出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(予算の補正)

第3条 [略]

- 2 前項の規定により、補正予算が協議会の承認を得たときは、前条第5項の規定を準用する。

(出納及び現金の保管)

第6条 [略]

- 2 協議会に属する現金は、金融機関に預け入れなければならない。

(出納員)

第7条 協議会の出納その他の会計事務を行うため、協議会に出納員を置く。

- 2 前項に規定する出納員は、協議会の事務局長をもって充てる。

(収入及び支出の手続)

第8条 [略]

- 2 協議会出納員は、予算整理簿（電磁的方式により保存されるものを含む。）等を備え、出納の管理を行う

<u>(1) 予算整理簿</u> <u>(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊</u>	ものとする。
--	--------

第4条 横手市地域公共交通活性化協議会委員の報酬及び費用弁償に関する規程は廃止する。

附 則

横手市地域公共交通活性化協議会規約等の一部改正等は、令和6年4月1日から適用する。

○横手市地域公共交通活性化協議会設置要綱

平成22年3月11日

告示第14号

改正 平成22年3月11日告示第14号

平成24年4月1日告示第103号

平成25年9月18日告示第204号

平成27年4月1日告示第78号

平成30年3月16日告示第16号

平成31年3月29日告示第50号

令和4年6月1日告示第143号

令和5年3月3日告示第19号

令和7年2月25日告示第14号

横手市地域公共交通会議設置要綱（平成19年横手市告示第71号）の全部を次のように改正する。

（設置）

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）及び道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域の住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るため、横手市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- （1） 地域公共交通計画の策定及び変更に関すること。
- （2） 地域公共交通利便増進実施計画（以下「利便増進計画」という。）の策定及び変更に関すること。
- （3） 地域公共交通計画又は利便増進計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- （4） 地域公共交通計画又は利便増進計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- （5） 地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等旅客輸送の確保及びその他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項に関すること。

（委員）

第3条 協議会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者により構成し、市長が委嘱する。

- （1） 横手市副市長
- （2） 国土交通省東北運輸局秋田運輸支局

- (3) 国土交通省東北地方整備局湯沢河川国道事務所
 - (4) 秋田県観光文化スポーツ部交通政策課
 - (5) 秋田県平鹿地域振興局総務企画部
 - (6) 秋田県平鹿地域振興局建設部
 - (7) 横手警察署
 - (8) 羽後交通株式会社
 - (9) 秋田県ハイヤー協会横手湯沢雄平支部
 - (10) 東日本旅客鉄道株式会社秋田支社
 - (11) 秋田県交通運輸産業労働組合協議会
 - (12) 地域公共交通の利用者
 - (13) 横手市老人クラブ連合会
 - (14) 秋田県高等学校PTA連合会横手地区協議会
 - (15) 前各号に定める者のほか協議会が必要と認める者
- (委員の任期)

第4条 協議会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は横手市副市長をもって充て、副会長は会長が指名する者とする。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(監査委員)

第7条 協議会に監査委員2人を置く。

- 2 監査委員は、会長が指名する。
- 3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、総務企画部経営企画課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示中第1条の規定は、平成22年3月11日から、第2条の規定は平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月1日告示第103号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年9月18日告示第204号）

この告示は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日告示第78号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月16日告示第16号）

この告示は、平成30年4月1日から施行し、第1条の規定による改正後の横手市地域公共交通活性化協議会設置要綱の規定は平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成31年3月29日告示第50号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年6月1日告示第143号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和4年6月1日から施行し、改正後の第2条の規定は、令和2年11月27日から適用する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の日前に作成された改正前の横手市地域公共交通活性化協議会設置要綱（以下「旧要綱」という。）第2条の網形成計画又は再編実施計画は、改正後の横手市地域公共交通活性化協議会設置要綱（以下「新要綱」という。）第2条の地域公共交通計画又は利便増進実施計画とみなす。
- 3 この告示の施行の際現に行われた旧要綱第2条の規定による網形成計画又は再編実施計画の実施に係る連絡調整及び網形成計画又は再編実施計画に位置づけられた事業は、それぞれ新要綱第2条の地域公共交通計画又は利便増進計画の実施に係る連絡調整及び地域公共交通計画又は利便増進計画に位置づけられた事業とみなす。

附 則（令和5年3月3日告示第19号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和7年2月25日告示第14号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

横手市地域公共交通活性化協議会規約

(趣旨)

第1条 この規約は、横手市地域公共交通活性化協議会設置要綱（以下「要綱」という。）第9条の規定に基づき、横手市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を秋田県横手市中央町8番2号（横手市役所内）に置く。

(業務)

第3条 協議会は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第5条第1項に規定する地域公共交通計画の策定及び変更に関する協議
- (2) 地域公共交通計画に位置づけられた事業の実施及び実施に係る連絡調整
- (3) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関する協議
- (4) 市営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する協議
- (5) 生活バス路線の休止及び廃止に係る協議
- (6) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的達成のために必要な業務

(会議)

第4条 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は、話し合いによる委員の総意をもって決するものとする。ただし、話し合いによりがたいときは、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 協議会は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 5 協議会は、必要があると認められるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 6 会長は、必要があると認めるときは、会議の招集を行わず、書面その他の方法により委員の意見を求めることにより、協議会の決議に代えることができる。この場合における決議については、第3項の規定を準用する。

(協議結果の尊重義務)

第5条 協議会で協議が調った事項について、委員はその協議結果を尊重しなければならない。

(分科会)

第6条 第3条各号に掲げる事項について、専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(事務局)

第7条 協議会の業務を処理するために、協議会の事務局を置く。

2 事務局は、横手市総務企画部経営企画課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(経費の負担)

第8条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第9条 協議会の予算編成、現金の出納その他の財務に関する事項は、会長が協議会に諮って定める。

(報酬)

第10条 委員等は、会議に出席したときは報酬を受けることができる。

2 前項に定める報酬の額ならびにその支給方法は、会長が協議会に諮って定める。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成22年3月11日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和4年6月1日から施行し、改正後の第3条の規定は、令和2年11月27日から適用する。

(経過措置)

2 改正前の横手市地域公共交通活性化協議会規約（以下「旧規約」という。）第3条の網形成計画は、改正後の横手市地域公共交通活性化協議会規約（以下「新規約」という。）第3条の地域公共交通計画とみなす。

3 この施行の際現に行われた旧規約第3条の規定による網形成計画に位置づけられた事業の実施及び実施に係る連絡調整は、新規約第3条の地域公共交通計画に位置づけられた事業の実施及び実施に係る連絡調整とみなす。

横手市地域公共交通活性化協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、横手市地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）第7条の規定に基づき、横手市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の資料作成に関すること
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

(職員等)

第3条 事務局に事務局長その他必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、横手市総務企画部経営企画課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、横手市総務企画部経営企画課及び建設部都市計画課の職員をもって充てる。

(職員の職務)

第4条 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を掌理する。

- 2 事務局員は、事務局長の命を受け、事務に従事する。

(専決事項)

第5条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、簡易な事項に関すること。

(文書の取扱い)

第6条 事務局における文書の収受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、横手市において定められている文書の取扱いの例による。また、契約に関する手続き及び文書の取扱いは、横手市の例によるものとし、横手市契約規則（平成17年横手市規則第58号）及び関連内規の規定を準用する。

(公印の取扱い)

第7条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は別表のとおりとする。

- 2 協議会の公印の保管は、事務局長が行う。

(委任)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、協議会の事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 2 2 年 3 月 1 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

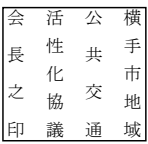
附 則

この規程は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 2 月 1 3 日から施行する。

別表（第 7 条関係）

名称	形状	書体	用途	寸法	個数	管理者
横手市地域 公共交通活 性化協議会 長の印		てん書	会長名を もって発 する文書	21mm×21mm	1	事務局長

横手市地域公共交通活性化協議会財務規程

(趣旨)

- 第1条 この規程は、横手市地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）第9条の規定に基づき、横手市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(予算)

- 第2条 協議会の予算は、横手市からの負担金、他の団体等からの負担金、国からの補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とし、協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。
- 2 協議会の会長は、毎会計年度予算を調整し、協議会に諮るものとする。
- 3 やむを得ず協議会の承認を得る前に当該年度予算を執行する場合は、協議会事務局規程第5条の規定に則り事務局長専決で出納処理を行ったうえで、後日速やかに会長へ報告するものとする。
- 4 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終了する。
- 5 会長は、第2項の規定により、予算が協議会の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに横手市長に送付しなければならない。

(予算の補正)

- 第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに協議会に諮るものとする。
- 2 前項の規定により、補正予算が協議会の承認を得たときは、前条第4項の規定を準用する。

(予算区分)

- 第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。
- 2 歳出予算の款、項、目の区分は別表第2のとおりとする。
- 3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び第2の定める以外の項及び目を定めることができる。

(予算の流用及び予備費の充用)

- 第5条 歳出予算の流用及び予備費の充用は、横手市の例によるものとする。
- 2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用及び予備費の充用をしたときは、直近の会議において報告しなければならない。

(出納及び現金の保管)

- 第6条 協議会の出納は、会長が行う。
- 2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(協議会出納員)

- 第7条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命じることができる。
- 2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他の会計事務を掌る。

(収入及び支出の手続)

第8条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、横手市の例によるものとする。

2 協議会出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、協議会の決算を調製し、協議会の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、横手市地域公共交通活性化協議会設置要綱第7条第2項の規定により定められた監査委員の監査を受け、その結果を添えなければならない。

3 会長は、第1項の規定により協議会の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに横手市長に送付しなければならない。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成22年3月11日から施行する。

2 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	2 補助金	2 補助金
3 繰越金	3 繰越金	3 繰越金
4 諸収入	4 諸収入	4 雑入

別表第2 (第4条関係)

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	2 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

横手市地域公共交通活性化協議会委員の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、横手市地域公共交通活性化協議会規約第10条の規定に基づき、横手市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の委員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 横手市地域公共交通活性化協議会設置要綱第3条第2項に規定する委員（但し、第3条第2項第1号から第7号及び申し出のあった委員を除く。）が協議会に出席した場合に報酬を支払うこととし、その額を日額5,000円とする。

(費用弁償)

第3条 協議会の委員が、協議会の職務を行うために横手市以外の地域へ旅行したときは、費用弁償として、横手市職員等の旅費に関する条例（平成17年横手市条例第64号）に規定する額を支給する。

(支給方法)

第4条 前条に規定する報酬及び費用弁償の支給方法は、横手市の例による。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年3月11日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年3月3日から施行する。

横手デマンド交通等運行事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、横手市地域公共交通活性化協議会規約第3条第2号の規定に基づき実施する横手デマンド交通等運行事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 横手デマンド交通等 横手デマンド交通、市内循環バスその他事業を実施するために用いる車両
- (2) タクシー事業者等 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条各号の旅客自動車運送事業を営営するもの

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は、横手市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）とする。

(事業計画)

第4条 協議会は、事業の実施に当たり、毎年度事業計画を定めるものとする。

2 事業計画の内容は、次のとおりとする。

- (1) 運行期間及び運行時間
- (2) 運行経路（区域）及び運行回数
- (3) 事業の収支に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、事業の実施に関し必要な事項

(運行協定)

第5条 横手デマンド交通等の運行は、協議会と運行協定を締結したタクシー事業者等（以下「協定事業者」という。）が前条の事業計画に基づき行うものとする。

(経費負担)

第6条 協議会は、運行協定に基づき横手デマンド交通等の運行に要する経費の一部を負担するものとする。

2 前項の経費の額、支払時期、支払方法等については、前条の運行協定で定めるものとする。

(運行状況報告)

第7条 協定事業者は、横手デマンド交通等の利用者数、収入実績等の運行状況を毎月協議会に報告するものとする。

(指導又は助言)

第8条 協議会は、協定事業者に対し必要な指導又は助言を行うことができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。